

令和 3 年 1 2 月定例会一般質問

通告 2

質問 「労働者協同組合法」 施行への取組について

答弁 制度の普及や対応に取り組んでまいります

3 番 阿部 隆弘 議員

【質問：阿部 隆弘 議員】

3 番、阿部隆弘でございます。労働者協同組合法施行への取り組みについて御質問いたします。

昨年 12 月 4 日の臨時国会において、超党派の議員立法にて労働者協同組合法が全会一致で可決成立し 12 月 11 日公布されました。働く人たちがともにそれぞれの意見を反映させながら、持続可能な活力ある地域社会をつくるために、だれもが事業を起こすことができる法律であり、住民主体の地域づくりの切り札として期待が寄せられております。



協同労働とは、働く人が出資をして組合員となり、それぞれの意見を反映させながら主体的に運営し、地域の多様な需要に対応しながら持続可能な地域社会づくりに向けて事業を行う労働でございます。労働者協同組合と聞くと既存の労働組合と誤解されるケースもあり、まずは行政内での理解が必要だと思います。この法律の有効性を確認し、どのような支援ができるのか検討が必要だと思います。

そこで部局横断的なチームをつくるなどプロジェクトを立ち上げ、制度の有効的な活用に向け政策検討会や勉強会の実施、周知、広報を促進し、この新たな制度が町民の皆さんに理解され根付いていくように、フォーラム、セミナー等の開催や相談窓口等の取り組みが必要と考えます。

そこで部局横断的なチームをつくるなどプロジェクトを立ち上げ、制度の有効的な活用に向け政策検討会や勉強会の実施、周知、広報を促進し、この新たな制度が町民の皆さんに理解され根付いていくように、フォーラム、セミナー等の開催や相談窓口等の取り組みが必要と考えます。

現在の企業組合法法人やNPO法人からの移行や後継者のいない会社を従業員がみんなで出資し組合をつくり、倒産を回避し持続させる可能性も秘めている法律だと思います。国の経済財政運営と改革の基本方針 2021 骨太の方針においても、労働者協同組合法の円滑な施行を図ると明記され、詳細は厚生労働省が現在つめているところと聞いております。

本町としましても来年 10 月の施行までに取り組む必要があると思いますが、町長のお考えをお聞かせください。

【答弁：町長】

阿部議員御質問の労働者協同組合法施行への取り組みについて御答弁申し上げます。

阿部議員より御説明がありましたとおり、労働者協同組合法は協同労働組織について規定した新しい法律です。協同組合といえば、農業協同組合、漁業協同組合、森林組合などがありますが、こうした協同組合は一つ一つに根拠となる法律が定められております。一方で、日本労働者協同組合連合会や北海道ワーカーズ・コレクティブ連絡協議会のような実態としては協同組合のような組織がありますが根拠となる法律がないため、任意団体やNPO法人として活動をしてきました。

任意団体やNPO法人としての活動では、出資などの資金調達の面で制限が多く、財政基盤が脆弱で持続的な事業経営が難しいことや労働関係法が適用されないなどの課題があります。

労働者協同組合法の成立により、これらの団体は労働者協同組合法人として認められ、組合員が自ら出資・経営・労働の3つの役割を担い、組合員の手で組合員の意見を反映させた事業運営が可能となります。

さらに、全ての組合員が労働契約を締結することによって、労働基準法や労働組合法などが適用され、社会保険にも加入することができるようになりました。

この法律が成立した背景には、過疎地域などでは介護や福祉など多様なニーズがあるものの、既存の組織が法人格を持たずに事業を行っているため、契約の主体になれないなど多くの問題を抱えていたことがあると言われております。新型コロナウイルス感染症の拡大によって、経済や雇用環境の悪化が懸念されていますが、一方では、副業やフリーランスといった新しい働き方も広がっています。

地域の労働者が地域の資源を活かして循環型の社会を作っていくことは非常に重要なことです。地域や労働者の特性によっても取り組むメニューは様々と考えますが、介護や福祉のほかにも食・子育て・物流・業務請負など幅広い事業活動や多様な雇用機会、担い手の創出が期待されておりますので、これからも協同労働という新たな取り組みについては注目していきたいと考えております。

なお、この法律の施行は来年10月となっておりますので、厚生労働省などからは、これから詳細な情報が届くものと考えておりますし、各団体の届け出窓口が都道府県知事となっておりますので、北海道とも連携しながら制度の普及や対応に取り組んでまいりたいと考えておりますので、御理解賜りますようお願い申し上げます。